


「養育費確保のための強制執行申立て支援事業」 のご案内

～養育費の確保のための強制執行申立てに係る費用(着手金、実費)を助成します～

島本町では、離婚後の子どもの「養育費」(※1)を確保するため、令和6年4月から、公正証書作成等の法的取決めや、養育費保証契約に係る費用を助成する事業を開始しています。

令和8年4月から新たに養育費の確保のための「強制執行申立て」に係る費用の助成を開始します。

対象者	島本町内に居住するひとり親で、 ①養育費の不払により受け取れていない債権がある ②養育費の取決めに係る債務名義等(※2)を有している ③養育費の取決めの対象となる児童を現に扶養している (町に事前相談した時点で20歳に満たない者に限る) ④他市町村等を含め、過去に同内容の助成を受けていない ※助成は、「1人1回」限り
助成対象経費	● 着手金(※3) 弁護士等(※4)に養育費確保に係る事案の処理を委任する際に発生する費用 ● 実費 養育費確保に係る裁判所の申し立てに要する収入印紙代、戸籍謄本等添付書類取得費用、 公的機関が求めた連絡用の郵便切手代
助成額	対象経費の全額【上限15万円】
事前相談	強制執行の申立て前及び弁護士等との契約前に、町に「事前相談」が必要 「事前相談申出書」を提出 <添付書類> 債務名義等の写し(養育費の取決めに係る公正証書・調停調書・判決書等)
手続きの流れ	①町に「事前相談」 ②強制執行の申立て ③強制執行の申立ての実施を裁判所が決定 ④③の決定日から6か月以内に、債権差押命令の写しや領収書等を添えて、町に申請・請求 ⑤審査のうえ、町から支給決定通知書を送付し、助成金額を口座振込
申請先 問合せ先	〒618-8570 島本町桜井2-1-1 島本町役場 福祉推進課 (役場2階 28番窓口) 電話 075-962-8454 ※申請様式は、町HPからもダウンロードできます。➡ 

※福祉推進課配置の「ひとり親家庭・女性支援員」が、離婚前相談、就労など、各種相談に応じます。

<用語の解説>

※1 = 「養育費」とは

- ◆ 「養育費」とは、子どもを監護・教育するために必要な費用のことで、一般的には、経済的、社会的に自立していない子どもが自立するまでに要する費用のことです。衣食住に必要な経費、教育費、医療費などがこれにあたります。
- ◆ 親の子どもに対する養育費の支払義務は、親の生活に余力がなくても、自分と同じ水準の生活を保障しなければならない強い義務だとされています。
- ◆ 養育費は、子どものためのものですので、子どもと離れて暮らすようになる親と子どもの関係を大事にするためにも、離婚時にきちんと取り決めておくようにしましょう。

※2 = 「債務名義」とは

- ◆ 「債務名義」とは、財産の差押え等の強制執行を行うために必要な公的文書のことです。(公正証書、調停調書、判決書など)
※公正証書の場合、強制執行を受諾する文言が含まれていること。

※3 = 「着手金」とは

- ◆ 「着手金」とは、弁護士等に養育費の確保に係る強制執行の処理を依頼する際に発生する費用のことです。

※4 = 「弁護士等」とは

- ◆ 「弁護士等」とは、弁護士、弁護士法人のことです。